凍結防止剤散布車（2.5m3級）仕様書
[運行記録計、ｽﾀｯﾄﾞﾚｽﾀｲﾔ、床ﾏｯﾄ、ﾁｪｰﾝ]

平成２５年度

酒 田 市

凍結防止剤散布車（2.5m3級）仕様書
[運行記録計、ｽﾀｯﾄﾞﾚｽﾀｲﾔ、床ﾏｯﾄ、ﾁｪｰﾝ]

概　　要

この仕様書は、凍結防止剤散布車（2.5m3級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については酒田市長（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

１．性　　能

（１）散布幅　　最小3.0m以下～最大7.0m 以上

（２）散布量　　最小15g/㎡以下～最大40g/㎡ 以上

（３）作業速度　　最小15km/h以下～最大40km/h 以上

（４）ホッパー容量　　2.5m3 以上

（５）散布剤積載量　　塩3,000 kg 以上

（６）騒音レベル（オペレーター耳もと、無負荷、車両停止　機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）　　85db（A）以下

２．主要諸元

（１）全　　長　　7,000 mm 以下

（２）全　　幅　　2,500 mm 以下

（３）全　　高（黄色灯火上端まで）　　3,400 mm 以下

（４）車両総質量　　10,000 kg 以下

なお、「7.付属装置及び付属品　7-2車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

（５）最小回転半径（最外側車輪中心）　　7.0 m　以下

（６）乗車定員　　2 人

３．車　　体

（１）機　　関

形　　式　　水冷、ディーゼル機関

定格出力　　140 kW 以上

（２）動力伝達装置　　前進５段、後進１段　以上

（３）駆動方式

形　　式　　総輪駆動式

（４）タイヤ

形　　式　　全輪　スタッドレスタイヤ

（5）かじ取装置

形　　式　　倍力装置付

（6）運転室

構　　造　　全鋼製密閉形

ハンドル位置　　右ハンドル

4．作業装置

（1）形　　式　　散布量車速同調制御式

（2）散布対象薬剤種別　　塩　（原塩、粉砕塩）
ただし塩化カルシウム積載時も散布量車速同調制御がおこなえること

（3）ホ　ッ　パ　　鋼板溶接構造

ホッパーカバー又は蓋　手動開閉式

（4）確認装置　　・ホッパ残量確認窓（ポッパ前方のみ）
・吐出又は散布確認装置

5．計器類

項目	数量
（1）燃料計	1式
（2）機関油圧計又は機関油圧警告灯	1式
（3）水温計	1式
（4）充電警告灯	1式
（5）空気圧計又は警告灯	1式
（6）運行記録計（120km/h、7日計）	1式
（7）機関回転計（運行記録計組込型も可）	1式

6．照明装置類

項目	仕様	数量
（1）前部霧灯		2灯
（2）黄色灯火（散光式）	前　全幅　500mm以上	1式
	後　全幅　500mm以上	1式

7．付属装置及び付属品

7－1 車両総質量に含むもの

項目	数量
（1）バックブザー（後方1mにおいて、音圧80dB（A）以上）	1式
（2）カーヒータ（温水式、デフロスタ付）	1式
（3）標識板（300×570mm以上、車体後部取付）	1式
（4）散布剤飛散防止カバー	1式

7－2　車両総質量に含まないもの

項目	数量
（1）　標準付属工具	1式

（２）取扱説明書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２部
（３）部品表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２部
（４）履歴簿（仕様書を貼付けしたもの）　　　　　　　　　　　　　　　　２部

８．塗装
　納入機は、国土交通省建設機械塗装基準によるほか、下記のとおり塗装したものでなければならない。
（１）散布装置（内外面塗装）
　　ポリウレタン樹脂系塗料（最終膜厚105μ以上）
　　下塗り２回、中塗り３回、上塗り３回　以上
（２）シャシ塗装
　　エポシキ樹脂塗料（最終膜厚100μ以上）
（３）運転室表面
　　ポリウレタン樹脂系塗料（最終膜厚90μ以上）
（４）運転室底面
　　エポシキ樹脂塗料（最終膜厚100μ以上）
（５）名入れ
「酒田市」車両両側の適当な位置及び後面中央、キャビン柱両側に表示
（車両の適当な位置及び背面中央の名入れ方向は、向かって左側からとし、キャビン柱両側の名入れは、上から下へとする。）
管理番号は、原則的にシール製とする。ただし、管理番号は甲が別途指示する。
文字の表示は、平成１０年１２月１４日付け建設省建設経済局建設機械課事務連絡「建設機械整備費補助事業で購入する除雪機械の建設機械番号及び文字の表示について」に基づくものとする。
　その他詳細については、甲乙別途協議する。

９．検　　査
　完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。
　ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。
　検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10．保　　証
　納入後１箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が１箇年以上にわたる場合には、それを適用する。
　特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

11．その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ） 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む））」に準じるものとする。

ロ） 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行なうものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

11-5 入札価格に自賠責保険料、重量税、リサイクル料は含まず、契約額に含むものとする。